

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会について

1 設立経過

京都市では、半世紀以上にわたって、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、かつての劣悪な同和地区の住環境や住民の生活実態は大幅に改善するなど、大きな成果を挙げてきた。

しかしながら、長年の同和行政が、成果とともに負の側面を生み出してきたことも事実であり、同和行政に対する市民の不信感を払拭し、市民一人一人が個人として尊重されるまちづくりを進めるため、同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革、見直しを実行するべく、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置したものである。

2 委員構成（◎は委員長 ○は副委員長）

	安保 千秋	弁護士
	田多 耀子	前京都人権擁護委員協議会会長
	中坊 公平	元日本弁護士連合会会長
◎	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長
	長谷川佐喜男	公認会計士・税理士
	細田 一三	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長
	山下 隆子	社団法人 京都青年会議所 特別顧問 同法人前理事長
	山本 壯太	元 NHK 京都放送局長
○	リム ボン	立命館大学産業社会学部教授
	渡部 隆夫	社団法人 京都経済同友会代表幹事
	西村 文治	京都市文化市民局理事

3 検討項目

(1) 自立促進援助金制度の見直しについて

自立促進援助金制度は、同和奨学金の返還に際して、自立促進援助金の支給を受けて、その返還に充てる制度である。

本市では、昭和 36 年度から高校生を対象とした給付制の奨学金制度を設け、昭和 41 年度に給付制の奨学金に対する国庫補助制度が創設されて以降は、本市においてもこれを活用して同和奨学金制度を実施してきた。その後、昭和 57 年度に、奨学金制度に対する国庫補助の対象が給付制から貸与制に変更された際に、本市においては、進学率の格差等がなお存在したことなどから、同和問題の解決における進路保障の重要性に鑑み、その制度を後退させないための援護措置として、自立促進援助金制度を設け、奨学金と一体のものとして運用してきた。

この自立促進援助金に関し、数次にわたって住民訴訟の提起等がなされ、このうち平成 9 年度～14 年度の支出について、平成 13 年度以降の新規支給対象者に対する一律支給の一部が違法であるとの判決が確定したことや、監査の結果等を踏まえ、本市は、平成 19 年度予算の執行を全額停止するとともに、平成 20 年度予算の計上を見送った。

このため、自立促進援助金制度の在り方について、早急に見直す必要があり、法的検討を含めた抜本的な検討を委員会にお願いしたものである。

なお、当該制度の見直しについては、とりわけ速やかに対策を講じる必要があると判断され、既に見直しについての中間報告が提出されている（平成20年8月27日）。

(2) コミュニティセンターの在り方について

コミュニティセンターの前身である隣保館は、大正8年に全国に先駆けて同和地区に託児所が開設されて以降、地区の身近な行政機関として、住民の生活相談をはじめ、生活実態の把握や施策の周知に努めるなど、住民の生活向上に大きな役割を果たしてきた。また、平成14年度からは「人権文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流や地域コミュニティの拠点」として位置付けを変更し、広く市民に開放してきた。

しかし、利用状況は未だ低い水準にとどまっており、生活相談についても、住環境や住民の生活実態の改善を背景に、件数が減少するとともに内容も大きく変化するなど、コミュニティセンターを取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を踏まえ、今日時点におけるコミュニティセンターの在り方そのものについて、既成概念にとらわれない根源に立ち返った検討をお願いしている。

(3) 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について

改良住宅は、住宅に困窮する低所得者のために供給する公営住宅とは異なり、不良住宅が密集する地域の住環境の改善を目的とする、住宅地区改良法に基づく事業の実施に伴い、自ら居住する住宅を失うこととなる従前居住者・事業協力者のための代替住宅として建設するものである。

改良住宅の整備は、旧同和地区の環境改善を図るうえで大きな役割を果たしてきたが、当初建設された改良住宅の老朽化が進んでいること、浴室のない住戸が多いこと、狭隘な住戸が多いことなど、公営住宅と比べて課題が多い状況にある。

また、これまで改良住宅においては、公営住宅とは異なる取扱いがあったため、適正化に取り組んできたところであるが、不適切な入居実態、適正な共益費の算定と徴収、家賃減額に係る公営住宅との差異など、なお改善すべき課題がある。また、中堅所得者層の流出による空き家の発生についても、大きな課題となっている。

このため、こうした課題にどう取り組むべきかを含め、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について検討をお願いしている。

(4) 崇仁地区における環境改善について

崇仁地区では、不良住宅が密集し、衛生状態が悪いという環境を改善するため、住宅地区改良法等により住環境整備を進めてきた。

しかしながら、用地買収の難航等から、買収済み用地が分散・点在している状況にあり、地区整備・改良住宅建設が進まないという課題がある。また、地区内で改良住宅以外の自力更新住宅（持ち家等）の建設を希望するなど、事業の長期化により住民ニーズも変化してきており、画一的な改良事業だけでは、住環境整備を進めることが困難となりつつある。さらに、住民の地区外への大幅な転出などにより、人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、地域活力の低下が問題となっている。

このため、住環境整備を早期に完了させ、多様な世代が住み集うことにより地区の

活性化が図れるよう、本市の厳しい財政状況も踏まえつつ、今後の崇仁地区のまちづくりについて、新たな事業手法の導入も含めた検討をお願いしている。

(5) 市立浴場等の地区施設の在り方について

市立浴場は、大正 12 年から、地区の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るために順次設置したもので、現在 13 の浴場がある。今日においても改良住宅における浴室設置率が低いため、住民生活に必要不可欠な施設であり、また、住民の交流や憩いの場としての役割を果たすとともに、周辺住民の利用も多くみられるなどの状況にある。一方で、民間浴場との料金格差や多額の運営経費を要しているなどの課題があり、市立浴場のより効率的な運営の在り方等について検討をお願いしている。

学習施設は、同和問題の解決を目指して、家庭・地域の教育力の不十分さを補い、同和地区児童生徒の学力向上を図る目的で設置され、現在 14 施設がある。現在の学習施設では、自学自習の場の提供や図書室の運営をはじめ、体験交流や高校生学習相談等の講座・教室を実施し、不登校児童生徒の活動の場を開設するなど、多様な活用を図るとともに、地域開放を推進している。このような現状を踏まえて、今後の在り方や活用方法、運営形態について検討をお願いしている。

保健所分室は、大正 9 年からトラホーム治療所を順次、設置したことにはじまり、後に保健所分室と改称し、現在 11 施設がある。現在の保健所分室では、保健所保健師が学区住民を対象とした健康相談を行っている。しかしながら、相談件数は年間延べ 2,085 件（実相談人数 113 人）と多いとは言えない現状であり、今後の事業の在り方や施設の活用方法について検討をお願いしている。

(6) 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

これまで本市における啓発の取組は、市民の人権問題に対する「気付き」を主たる目的として実施し、人権問題に関する市民意識はかなり高まってきたといえる。

しかしながら、差別につながるおそれのある身元調査、インターネット上でのいわゆる地名総鑑の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為は後を絶たない状況にある。

今後、差別をすることが許されない社会の構築のためには、行政のみならず市民一人一人が人権問題を自らのものとして、「考え」、「行動」することが必要不可欠であるが、これまでの取組は、人権問題解決のための自主的な「行動」には十分には結びついていないと考えられる。

こうした現状を踏まえ、今後の人権教育・啓発の在り方について、改めて検討をお願いしている。

4 審議経過

年月	回数	検討内容
20年4月23日	第1回	同和行政の成果と同和行政終結後の課題について 総点検委員会における検討項目について
5月21日	第2回	地域の実情等に関する関係団体からの説明 地区施設等の視察（崇仁地区）
6月5日	(専)第1回	自立促進援助金制度見直しに係る法的課題整理
18日	第3回	自立促進援助金制度見直しについて
7月8日	(専)第2回	自立促進援助金制度見直しに係る法的課題整理
23日	第4回	自立促進援助金制度の見直しについて
30日	(専)第3回	自立促進援助金制度見直しに係る法的課題整理
8月6日	第5回	自立促進援助金制度の見直しについて コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について
20日	第6回	自立促進援助金制度の見直しについて（中間報告案） コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について
9月3日	第7回	コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について
10月1日	第8回	コミュニティセンターの在り方について（まとめ（骨子）） 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について

※注（専）・・・「自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会」

同委員会の専門委員会として設置し、「自立促進援助金制度の見直し」について、主として法的な観点から専門的に審議を行った（同委員会委員から、新川委員長、安保委員、中坊委員の3名により構成）。

5 今後の予定

年月	回数	検討内容
20年10月	第9回	改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について
11月	第10回	市立浴場等の地区施設の在り方について 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について
12月	第11回	市立浴場等の地区施設の在り方について 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について
21年1月	第12回	市立浴場等の地区施設の在り方について 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について
2月	第13回	最終報告案について
3月	第14回	最終報告案について

年間スケジュールは審議の進捗に合わせて、その都度見直す。